

公募要領

1. 委託事業名 「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」

2. 委託事業の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による屋外での活動の減少や未知の感染症に対する不安感などは、子供たちの成長にとって良くない影響を及ぼす恐れがある。

よって、本事業において、各地域の感染状況及び感染防止に十分留意した上で、自然の中での体験活動を充実する取組を全国的に展開することで、子供たちを取り巻く環境に生じている閉塞感を打破するとともに、子供たちの元気を取り戻し健やかな成長を図る。

3. 委託事業の内容

「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」委託要項に基づき、以下の事業を実施する。

(1) 実施時期等

子供たちが参加しやすい時期（例：学校の長期休業期間、土・日曜日、祝日）に事業を実施するものとする。

なお、当該地域で学校の再開が見込まれている時期であることが望ましい。

(2) 実施頻度について

多くの子供たちが本事業に参加することができるように、複数回の開催を行うこととする。

(3) 運営主体

下記「5. 委託先」を参照とする。

(4) 参加対象者

全国の小学生、中学生とする。

なお、事業実施の際には、下記「5. 委託先」に加入する会員に限定せず、広く募集を行うよう留意すること。

(5) プログラム

近隣地域の自然（屋外）環境を有するエリア（例：山岳・山麓・河川・湖・海浜・公園（自然環境を有する）等）を中心としたプログラムを行うこととする。

【参考プログラム例】

●登山 ●ハイキング ●カヤック ●シュノーケリング ●野外炊事

●図鑑を使った星空・動植物観察 ●農山漁村地域の特性を活かした体験活動 など

(6) 安全管理体制について

事業の実施に当たっては、下記事項に留意することとする。

①実施エリアの自治体（保健衛生部局）と適切に連携すること

②「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号）における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインの感染症対策に留意して事業を実施すること

③適切な安全管理対策（安全管理マニュアルの作成）を講じること

(7) 成果の把握

事業の効果を測定するために、独立行政法人国立青少年教育振興機構「リフレッシュ・キャンプ参加者アンケート調査」にて使用されたアンケート項目を基に参加者に対してアンケート調査及び聞き取り調査を実施し、事業の効果を分析・報告すること。

※「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査報告書

http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/65/

(8) その他

本事業は、「子供の自然体験活動推進全国キャンペーン」（以下：キャンペーン）の一環として実施するものである。

このキャンペーンは、国立及び地方の青少年教育施設、民間団体の力を結集し、一体となって新型コロナウイルス感染症対策として、自然体験活動の推進を行うものである。

具体的には、文部科学省と、自然体験活動を推進する①国立青少年教育施設、②公立青少年教育施設、③民間青少年教育団体、約1,000の機関と団体とが連携協力し、それぞれの特徴を生かした自然体験活動プログラムを全国各地で実施する。

連携協力の内容としては、自然体験活動に関する推進月間を設け、全国各地で関係機関が一体となって推進する機運を高めるためのキャンペーン活動を行うとともに、指導者、保護者等に自然体験活動の必要性を理解してもらう全国的なフォーラムの開催などを検討している。

詳細は、別途案内する。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 委託先

自然体験活動実施のノウハウや指導者等を有し、全国規模又は地域規模の取組を企画、実施できる団体を委託先とする。

なお、全国組織を持つ団体については、中央組織が一括で委託することが望ましい。

(1) 法人格を有する団体

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、
特定非営利活動法人 等

(2) 法人格を有しないが、次の①から④までの要件を全て満たす任意団体

法人格を有さない上記(1)以外の団体。

その他、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること

②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

④団体等の本拠としての事務所を有すること

なお、関係者による協議会を立ち上げ、当該協議会を任意団体とすることを妨げないものとする。

例) 青少年教育関係者、学校教育関係者、自治体関係者、青少年教育に関する有識者等によって構成される協議会

6. 参加表明書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は事前に下記7(3)の連絡先に電子メールにより別紙様式による参加表明書(別紙1)を提出すること。参加表明書を提出した者には当方より速やかに編集可能な企画提案書様式を送信する。

(2) 提出期限

令和2年6月17日(水)17時

7. 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

- ①企画提案書（別紙2及び別紙3）※用紙サイズをA4縦版、横書きとする。
- ②任意団体に関する事項（別紙4）※法人格を有していない団体に限る。
- ③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し（別紙5）
- ④誓約書

(2) 提出方法は、以下の2通りに限る。直接持参及びFAXによる提出は不可とする。

□電子メール

- ・別紙様式「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」企画提案書を下記（注意点）で示すファイル形式にてメール添付の上、送信すること。
- ・送信メールの件名は、「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業（機関・団体名）」とすること。
- ・ファイルサイズが8MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・添付ファイル名は、「提案事業名（機関・団体名）」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、翌日（翌日が土日や休日の場合は、次の勤務日）の18時を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記「(3) 提出先」まで照会すること。
- ・添付ファイルを開くことができないときは、別途郵送を依頼することがある。

□郵送等

- ・簡易書留など配達記録の残るものを利用し送付すること。
- ・封筒に「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業 企画提案書在中」と朱書きのこと。
- ・提案書類は紙媒体で1部、下記（注意点）で示す電子データ形式で1部提出すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(注意点)

- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
- ・ファイルの形式は、一太郎、マイクロソフトWord・Excel・Powerpoint又はPDF形式とする。
- ・郵送等の電子データは、DVD等にて提出すること。

(3) 提出先

①電子メール

seisyone-jigyoku@mext.go.jp

※受領確認メール照会 TEL:03-5253-4111（内2056）

②郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室事業係 宛

(4) 提出期限（日程は要調整）

令和2年6月24日（水曜日）15時 ※郵送等は当日必着

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・不明な点がある場合はメールもしくは電話にて（3）②「郵送先及び本件担当」へ問い合わせること。なお、公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページ

- ジにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ・提出物の差替及び再提出は認めない。

8. 事業期間、事業規模及び採択数

(1) 全国的な普及啓発の実施

事業期間：契約締結日から令和3年3月末日まで

事業規模：総額453,840千円程度を予定

1事業当たりの上限：

日帰り：200千円、宿泊450千円

採択数：予算の範囲内で複数件を採択予定

※採択件数は、技術審査委員会において調整の上決定するものとする。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

文部科学省にて設置した技術審査委員会において、提出された企画提案書を基に書類選考を実施する。なお、本事業は全国各地で自然体験活動事業を実施するため、実施地域に偏りがないように文部科学省が選定する。

(2) 審査基準

審査基準（参考資料1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての企画提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画公募に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙5）を支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、独立行政法人又は国立大学法人には適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、採択者と企画提案書を基に契約条件を調整する場合がある。

なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案書の金額と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）した際に確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。

※〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費内訳
- ・委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡とあわせて、文部科学省から様式を別途送付する。）

12. スケジュール

- (1) 公募開始：令和2年6月3日（水曜日）
- (2) 公募締切：令和2年6月24日（水曜日）15時
- (3) 審査：令和2年6月下旬～7月上旬
- (4) 選定及び事業計画書の提出
：令和2年7月上旬から中旬
- (5) 契約締結：令和2年7月末
- (6) 契約期間：契約締結日から令和3年3月末日まで

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」委託要項（参考資料2）等を遵守すること。
- (2) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知について、認定の取消などによって提出した内容と異なる状況となった場合には、速やかに届け出ること。